

「広島市第2次国保・年金・後期高齢者医療システムの構築及び運用・保守業務」の提案書に記載する事項一覧兼評価基準(案)

基礎点が配点されている各項目について、当該項目に対する提案書の記載がない場合、又は評価基準を満たしておらず基礎点が0点となった項目が1項目でもある場合は失格とする。

No	標題	提案を求める事項	評価基準	主な関連資料と対応箇所		提案区分	配点	
				資料名	対応箇所		基礎点	加点
1 本業務の趣旨								
1-1	本業務の取組内容	業務の目的を踏まえた本業務の取組内容を記載すること。	本業務の目的を十分に理解した上で、本業務の基本的な考え方(安定稼働、課題の解消、経費の抑制等)に対する取組内容が記載されているか。	基本仕様書	4 業務の目的	必須	40	-
1-2	本業務における受託者の主要作業	本業務における作業の役割分担を踏まえて、受託者が実施する作業の概要を記載すること。	①本業務の役割分担を十分に理解した上で、受託者が実施する作業の概要が記載されているか。 ②統合運用事業者に依頼する作業など、受託者以外(本市や他事業者)が実施する関連する作業についても概要が示されているか。	基本仕様書	5 業務の概要 (1)～(3)	必須	20	-
2 本業務の概要及びスケジュール								
2-1	本システムの全体像	以下の内容を記載すること。 ①提案するパッケージシステムを含めた本システムの全体構成 ②本システムの導入範囲及び共通基盤等の利用範囲	①提案するパッケージシステムを含めた本システムの全体構成が記載されているか。 ②本システムの導入範囲及び共通基盤等の利用範囲が記載されているか。	基本仕様書	5 業務の概要 (3)～(5) 6 業務の前提条件 (4) 共通基盤等の機能の活用	必須	20	-
2-2	スケジュール	以下の内容を記載すること。 ①全体スケジュール ②システムごと及び作業工程ごとの構築スケジュール ③スケジュール上の重要な時点(マイルストーン) ④他システムや関係部署等との調整が必要となる重要事項 ⑤想定されるリスク	①全体スケジュール、システムごと及び作業工程ごとの構築スケジュール、主要なマイルストーンが適切に記載されているか。 ②スケジュールは本市の作業負担が考慮されたものとなっているか。 ③他システム等との調整事項、前提条件、想定されるリスクが整理され、実現性の高いスケジュールとなっているか。 ④制度改正や仕様変更等によりスケジュールの見直しが必要となった場合においても、柔軟な対応が期待できる内容となっているか。	基本仕様書	5 業務の概要 (8) スケジュール	必須	30	-
3 プロジェクト管理業務								
3-1	プロジェクト管理方法	以下の内容を記載すること。 ①本業務の進捗管理方法 ②本市との定例会議などの開催方法、頻度、報告のタイミングなどのコミュニケーション計画 ③本業務の課題及びリスクの管理方法 ④上記の①～③を適切かつ効率的に実施するための方法	①本業務を適切に実施できるような進捗管理方法が具体的に記載されているか。 ②定例会議等(全体会議及びシステムごとの個別会議など)の開催方法、頻度、報告のタイミングなど、本業務を適切に実行することが可能なコミュニケーション計画が具体的に記載されているか。 ③本業務の課題及びリスクを適切に管理する方法が具体的に記載されているか。 ④上記の①～③を適切かつ効率的に実施するための方法(プロジェクト管理用のツールを使用した効率化など)が記載されているか。	基本仕様書	7 業務の内容 (1) プロジェクト管理業務	必須	20	-
3-2	業務実施体制	以下の内容を記載すること。 ①本業務を実施するための組織体制について、プロジェクト全体の業務実施体制、各従事者の役割分担及び人員配置を記載すること。 ②本業務全体のプロジェクト管理を担当する者について、氏名及び取得しているプロジェクト管理関連資格の名称を記載すること。なお、現場責任者とは別にプロジェクト管理を担当する者を配置する場合には、その関係が分かるように記載すること。 ③当該体制及び人員配置について、本業務の作業量及びスケジュールに照らして適切であるとする根拠を具体的に記載すること。	①プロジェクト全体の業務実施体制について、組織体制、各従事者の役割分担及び人員配置が明確であり、本業務の内容に照らして適切かつ具体的に記載されているか。 ②本業務全体のプロジェクト管理を担当する者が、プロジェクトマネージャー(業務実施責任者)として明確に位置付けられており、当該者についてプロジェクト管理関連資格を取得していることが確認できるか。 また、当該者を補佐する立場の従事者のうち、プロジェクト管理関連資格を取得している者が配置されているか。 ③②に掲げる者について、異動等により本プロジェクトから離脱する場合においても、同等のプロジェクト管理関連資格を有する者を配置する体制が整えられていることが記載されているか。 ④従事者について、本業務に必要とされる人員及び役割分担が明確かつ適切に整理され、その妥当性について具体的な根拠が記載されているか。 また、構築期間に限らず、運用・保守期間を通じた体制の維持及び引継ぎが考慮されており、発注者の要望等に対して迅速かつ柔軟に対応できる体制となっているか。	基本仕様書	7 業務の内容 (1) プロジェクト管理業務	必須	30	-
4 設計・構築業務								
4-1	設計・構築業務の取組内容	設計・構築業務の要件定義、各種設計、開発、各種テストを実施するに当たり、特に重要と考える取組内容を記載すること。	本業務及び本システムの特性を踏まえ、本システムの稼働後に想定される影響やリスクを考慮した適切な設計・構築業務の取組内容が記載されているか。	基本仕様書	7 業務の内容 (2) 設計・構築業務	必須	40	-
5 ハードウェア・ソフトウェア導入業務								
5-1	ハードウェア・ソフトウェア導入業務の取組内容	ハードウェア・ソフトウェア導入業務を実施するに当たり、特に重要と考える取組内容を記載すること。	ハードウェア・ソフトウェア導入業務を適切かつ効率的に履行するための取組内容が記載されているか。	基本仕様書	7 業務の内容 (3) ハードウェア・ソフトウェア導入業務	必須	10	-

「広島市第2次国保・年金・後期高齢者医療システムの構築及び運用・保守業務」の提案書に記載する事項一覧兼評価基準(案)

基礎点が配点されている各項目について、当該項目に対する提案書の記載がない場合、又は評価基準を満たしておらず基礎点が0点となった項目が1項目でもある場合は失格とする。

No	標題	提案を求める事項	評価基準	主な関連資料と対応箇所		提案区分	配点	
				資料名	対応箇所		基礎点	加点
6 移行業務								
6-1	移行方法・方式	現行システムから次期システムへの移行に当たって、移行期間中および移行後におけるシステムの安定稼働を確保しつつ、正確かつ確実な移行を実現するための移行方法・方式について記載すること。	①移行期間中および移行後における現行・次期システムの安定稼働を実現するための適切な移行方法・方式が記載されているか。 ②前提条件や想定されるリスクが整理され、具体的かつ有用な対応策が記載されているか。 ③本市の作業負担に配慮した内容が記載されているか。 ④データ移行の手順、移行対象データの整理方法及び確認方法が整理され、データを正確かつ確実に移行するための考え方が記載されているか。	基本仕様書	7 業務の内容 (4) 移行業務	必須	30	-
7 マニュアル作成業務・研修業務								
7-1	利用者向けマニュアルの作成・更新方法	本業務で作成する利用者向けマニュアルについて、作成方法及び更新方法を記載すること。	利用者マニュアルの作成及び更新方法(例:改修の都度、各種マニュアルが改定され、本市は常時最新化されたマニュアルが参照できる等)が具体的に記載されているか。	基本仕様書	7 業務の内容 (5) マニュアル作成業務・研修業務	必須	10	-
7-2	研修の実施方法	本システムの稼働前研修及び稼働後研修について、研修の実施方法を記載すること。 なお、具体的な実施時期、回数、方式(集合、オンラインなど)、1回当たりの研修時間、開催する業務単位などについては職員の負荷軽減に配慮した提案を行うこと。	①本システムの稼働前及び稼働後において、利用者が本システムを確実に操作できるようにするための効率的な研修の実施方法が記載されているか。 ②職員の負荷軽減に配慮した研修の実施方法が記載されているか。	基本仕様書	7 業務の内容 (5) マニュアル作成業務・研修業務	必須	20	-
8 システム運用・保守業務								
8-1	システム運用・保守業務	稼働後の本システムを適切かつ効率的に運用・保守するための方法を具体的に記載すること。 なお、本業務は、従前のシステム更新とは異なり、国の標準化基本方針によりシステムの改変(カスタマイズ)が原則認められておらず、システムの仕様に合わせた事務運用の見直しが求められており、その結果として職員の負担が増大する恐れがある点に留意すること。 このことを踏まえ、その他の提案事項(機能要件等)において記載した内容のうち、運用・保守時の職員負担の軽減に寄与するものがある場合は、その具体的な内容と、本業務において期待される効果との関係が分かるよう記載すること。	①本システムを適切かつ効率的に運用・保守する方法が具体的に記載されているか。 ②運用・保守業務の履行に当たり、安定した運用・保守を行うための十分な体制を確保する方法が記載されているか。 ③運用・保守業務の履行期間中において、本システムの利用における職員の負担を軽減する方法が具体的に記載されているか。 ④運用・保守業務の履行期間中において、本システムのサービスレベルを維持・向上させるため、SLAに基づくシステムの目標達成状況の確認、改善提案、改善活動などの具体的な進め方及びその内容が記載されているか。	基本仕様書	7 業務の内容 (6) システム運用・保守業務	必須	10	40
9 機能要件								
9-1	【標準化対象業務】実装必須とする標準オプション機能の機能要件	機能要件一覧の次に掲げるものを対象として、記入要領に従い、対象の様式に対応方法及びその内容を具体的に記載すること。 【対象の様式】 「機能、帳票、連携要件一覧(第8号様式)」のうち、次のもの。 ①「機能要件一覧 国民健康保険システム(第8-1号様式)」 ②「機能要件一覧 国民年金システム(第8-2号様式)」 ③「機能要件一覧 後期高齢者医療システム(第8-3号様式)」 【記載対象】 次の条件を全てを満たすもの。 ・要件区分が「標準要件」 ・実装区分が「○:標準オプション機能」 ・広島市要件分類が「①実装必須」	①機能要件のうち、実装必須とする標準オプション機能について、記入要領に従い、要件への対応方法が記載されているか。 ②機能要件への対応が可能であり、対応方法がパッケージとして標準的に備えられている機能により実現するなど、将来的な保守性や経費の抑制の観点からも有用かつ合理的な実現方法となっているか。 なお、広島市要件分類「①実装必須」の項目に、1項目でも「×」(対応不可)がある場合は失格とする。	①基本仕様書 ②(別紙3)機能要件一覧	①8 機能要件 ②全般	必須	120	-
9-2	【標準化対象業務】実装要望とする標準オプション機能の機能要件	機能要件一覧の次に掲げるものを対象として、記入要領に従い、対象の様式に対応方法及びその内容を具体的に記載すること。 【対象の様式】 「機能、帳票、連携要件一覧(第8号様式)」のうち、次のもの。 ①「機能要件一覧 国民健康保険システム(第8-1号様式)」 ②「機能要件一覧 国民年金システム(第8-2号様式)」 ③「機能要件一覧 後期高齢者医療システム(第8-3号様式)」 【記載対象】 次の条件を全てを満たすもの。 ・要件区分が「標準要件」 ・実装区分が「○:標準オプション機能」 ・広島市要件分類が「②実装要望」	①機能要件のうち、実装要望とする標準オプション機能について、記入要領に従い、要件への対応方法が記載されているか。 ②機能要件への対応方法がパッケージとして標準的に備えられている機能により実現するなど、将来的な保守性や経費の抑制の観点からも有用かつ合理的な実現方法となっているか。	①基本仕様書 ②(別紙3)機能要件一覧	①8 機能要件 ②全般	任意	-	20

「広島市第2次国保・年金・後期高齢者医療システムの構築及び運用・保守業務」の提案書に記載する事項一覧兼評価基準(案)

基礎点が配点されている各項目について、当該項目に対する提案書の記載がない場合、又は評価基準を満たしておらず基礎点が0点となった項目が1項目でもある場合は失格とする。

No	課題	提案を求める事項	評価基準	主な関連資料と対応箇所		提案区分	配点	
				資料名	対応箇所		基礎点	加点
9-3	【標準化対象業務】本市独自の機能要件	機能要件一覧の次に掲げるものを対象として、記入要領に従い、対象の様式に対応方法及びその内容を具体的に記載すること。	①機能要件のうち、本市独自の機能について、記入要領に従い、要件への対応方法が記載されているか。 ②機能要件への対応が可能であり、対応方法がパッケージとして標準的に備えられている機能により実現するなど、将来的な保守性や経費の抑制の観点からも有用かつ合理的な実現方法となっているか。 なお、広島市要件分類「①実装必須」の項目に、1項目でも「×」(対応不可)がある場合は失格とする。	①基本仕様書 ②(別紙3)機能要件一覧	①8 機能要件 ②全般	必須	40	-
		【対象の様式】 「機能、帳票、連携要件一覧(第8号様式)」のうち、次のもの。 ①「機能要件一覧 国民健康保険システム(第8-1号様式)」 ②「機能要件一覧 国民年金システム(第8-2号様式)」 ③「機能要件一覧 後期高齢者医療システム(第8-3号様式)」 【記載対象】 要件区分が「独自要件」のもの。						
9-4	【標準化対象外業務】本市独自の機能要件	機能要件一覧の次に掲げるものを対象として、記入要領に従い、対象の様式に対応方法及びその内容を具体的に記載すること。	①標準化対象外業務の機能要件について、記入要領に従い、要件への対応方法が記載されているか。 ②機能要件への対応が可能であり、対応方法がパッケージとして標準的に備えられている機能により実現するなど、将来的な保守性や経費の抑制の観点からも有用かつ合理的な実現方法となっているか。 なお、広島市要件分類「①実装必須」の項目に、1項目でも「×」(対応不可)がある場合は失格とする。	①基本仕様書 ②(別紙3)機能要件一覧	①8 機能要件 ②全般	必須	10	-
		【対象の様式】 「機能、帳票、連携要件一覧(第8号様式)」のうち、次のもの。 「機能要件一覧 標準化対象外業務(第8-4号様式)」 【記載対象】 ・対象の様式に記載されている全ての要件						
10 帳票要件								
10-1	【標準化対象業務】帳票要件	帳票要件一覧の次に掲げるものを対象として、記入要領に従い、対応方法及びその内容を具体的に記載すること。	①標準化対象業務にかかる帳票要件について、記入要領に従い、要件への対応方法が記載されているか。 ②帳票要件への対応が可能であり、対応方法がパッケージとして標準的に備えられている帳票により実現するなど、将来的な保守性や経費の抑制の観点からも有用かつ合理的な実現方法となっているか。 なお、広島市要件分類「①実装必須」の項目に、1項目でも「×」(対応不可)がある場合は失格とする。	①基本仕様書 ②(別紙4)帳票要件一覧	①9 帳票要件 ②全般	必須	60	-
		【対象の様式】 「機能、帳票、連携要件一覧(第8号様式)」のうち、次のもの。 ①「帳票要件一覧 国民健康保険システム(第8-5号様式)」 ②「帳票要件一覧 国民年金システム(第8-6号様式)」 ③「帳票要件一覧 後期高齢者医療システム(第8-7号様式)」 【記載対象】 対象の様式に記載されている全ての要件						
10-2	【標準化対象外業務】帳票要件	帳票要件一覧の次に掲げるものを対象として、記入要領に従い、対応方法及びその内容を具体的に記載すること。	①標準化対象外業務にかかる帳票要件について、記入要領に従い、要件への対応方法が記載されているか。 ②帳票要件への対応が可能であり、対応方法がパッケージとして標準的に備えられている帳票により実現するなど、将来的な保守性や経費の抑制の観点からも有用かつ合理的な実現方法となっているか。 なお、広島市要件分類「①実装必須」の項目に、1項目でも「×」(対応不可)がある場合は失格とする。	①基本仕様書 ②(別紙4)帳票要件一覧	①9 帳票要件 ②全般	必須	5	-
		【対象の様式】 「機能、帳票、連携要件一覧(第8号様式)」のうち、次のもの。 「帳票要件一覧 標準化対象外業務(第8-8号様式)」 【記載対象】 ・対象の様式に記載されている全ての要件						
11 連携要件								
11-1	【標準化対象業務】実装必須とする標準オプション機能の連携要件	連携要件一覧の次に掲げるものを対象として、記入要領に従い、対応方法及びその内容を具体的に記載すること。	①連携要件のうち、実装必須とする標準オプション機能について、記入要領に従い、要件への対応方法が記載されているか。 ②連携要件への対応が可能であり、対応方法がパッケージとして標準的に備えられている機能により実現するなど、将来的な保守性や経費の抑制の観点からも有用かつ合理的な実現方法となっているか。 なお、広島市要件分類「①実装必須」の項目に、1項目でも「×」(対応不可)がある場合は失格とする。	①基本仕様書 ②(別紙5)連携要件一覧	①10 連携要件 ②全般	必須	20	-
		【対象の様式】 「機能、帳票、連携要件一覧(第8号様式)」のうち、次のもの。 ①「連携要件一覧 国民健康保険システム(第8-9号様式)」 ②「連携要件一覧 国民年金システム(第8-10号様式)」 ③「連携要件一覧 後期高齢者医療システム(第8-11号様式)」 【記載対象】 ・要件区分が「標準要件」 ・実装区分が「○:標準オプション機能」 ・広島市要件分類が「①実装必須」						

「広島市第2次国保・年金・後期高齢者医療システムの構築及び運用・保守業務」の提案書に記載する事項一覧兼評価基準(案)

基礎点が配点されている各項目について、当該項目に対する提案書の記載がない場合、又は評価基準を満たしておらず基礎点が0点となった項目が1項目でもある場合は失格とする。

No	課題	提案を求める事項	評価基準	主な関連資料と対応箇所		提案区分	配点	
				資料名	対応箇所		基礎点	加点
11-2	【標準化対象業務】本市独自の連携要件	<p>連携要件一覧の次に掲げるものを対象として、記入要領に従い、対応方法及びその内容を具体的に記載すること。</p> <p>【対象の様式】 「機能、帳票、連携要件一覧(第8号様式)」のうち、次のもの。 ①「連携要件一覧 国民健康保険システム(第8-9号様式)」 ②「連携要件一覧 国民年金システム(第8-10号様式)」 ③「連携要件一覧 後期高齢者医療システム(第8-11号様式)」</p> <p>【記載対象】 ・要件区分が「独自要件」</p>	<p>①連携要件のうち、実装必須とする本市固有のインターフェースについて、記入要領に従い、要件への対応方法が記載されているか。 ②連携要件への対応が可能であり、対応方法がパッケージとして標準的に備えられている機能により実現するなど、将来的な保守性や経費の抑制の観点からも有用かつ合理的な実現方法となっているか。</p> <p>なお、広島市要件分類「①実装必須」の項目に、1項目でも「×」(対応不可)がある場合は失格とする。</p>	①基本仕様書 ②(別紙5)連携要件一覧	①10 連携要件 ②全般	必須	20	-
11-3	【標準化対象外業務】本市独自の連携要件	<p>連携要件一覧の次に掲げるものを対象として、記入要領に従い、対応方法及びその内容を具体的に記載すること。</p> <p>【対象の様式】 「機能、帳票、連携要件一覧(第8号様式)」のうち、 「連携要件一覧 標準化対象外(第8-12号様式)」</p> <p>【記載対象】 ・記載されている全ての要件</p>	<p>①標準化対象外業務にかかる連携要件について、記入要領に従い、要件への対応方法が記載されているか。 ②連携要件への対応が可能であり、対応方法がパッケージとして標準的に備えられている機能により実現するなど、将来的な保守性や経費の抑制の観点からも有用かつ合理的な実現方法となっているか。</p> <p>なお、広島市要件分類「①実装必須」の項目に、1項目でも「×」(対応不可)がある場合は失格とする。</p>	①基本仕様書 ②(別紙5)連携要件一覧	①10 連携要件 ②全般	必須	5	-
11-4	システム間のデータ連携	本市にとって有用な本システムと他システムとのデータ連携の対応方針を記載すること。	<p>①本システムと他システムとのデータ連携について、標準仕様書及び本市の共通基盤の利用ガイドラインを踏まえて、標準準拠システム、標準準拠システム以外のシステム(外付けシステム、本市の他業務システム、外部システム)とどのように連携する方針であるかが具体的に記載されているか。 ②各連携先のシステムとのデータ連携で使用される文字に関する対応方針が具体的に記載されているか。 ③標準仕様書に定められた連携仕様に対応できないシステムとの連携、他システムとの連携項目の調整など、特に留意すべき連携に関する方針が具体的に記載されているか。 ④経費抑制の観点で、本市にとって有用な他システムとのデータ連携の対応方針が具体的に記載されているか。</p>	基本仕様書	6 業務の前提条件 (6) システム間のデータ連携	必須	20	20
12 EUC要件								
12-1	EUC要件	<p>国の標準化基本方針によりシステムの改変(カスタマイズ)が原則認められていないことから、従前、カスタマイズにより対応してきた業務効率化、職員の負担軽減及び事務処理ミスの低減については、EUC機能の活用などにより実現する必要がある。 このことから、本業務で導入するEUC機能の概要及び活用イメージなどについて具体的に記載すること。</p>	<p>①EUC機能の概要が記載されていること。 ②EUC機能を利用した職員による業務での活用イメージ(例:事務処理におけるチェックリスト作成、印刷物の外部委託用のデータ抽出・加工など)が記載されていること。 ③提案するパッケージシステムにおけるEUC機能の強みが記載されていること。 ④EUC機能に関する制約事項が整理され、記載されていること。</p>	基本仕様書	8 機能要件	任意	-	10
13 非機能要件								
13-1	ハードウェア要件	<p>本システムのハードウェアの構成、製品名、詳細仕様及び台数を記載すること。 なお、本市の仮想化基盤を利用予定の機器については、「広島市仮想化基盤利用ガイドライン」を踏まえて記載すること。</p>	<p>①本システムのハードウェアの構成、製品名、詳細仕様及び台数が、本市が求めるサービスを維持する上で適切であり、かつ具体的に記載されているか。 ②本市の仮想化基盤を利用予定の機器については、「広島市仮想化基盤利用ガイドライン」を踏まえて記載されているか。 ③本市の仮想化基盤のリソース量(サーバなどを稼働させるための資源)は限られるものであることから、仮想化基盤を利用予定の機器については、本市が求めるサービスを維持する上で必要最小限のリソース量のみを使用する予定であることが示されており、その根拠が適切かつ具体的に記載されているか。</p>	基本仕様書	12 ハードウェア要件	必須	20	-
13-2	ソフトウェア要件	<p>本システムのソフトウェア構成、各ソフトウェアの使用用途、ライセンス数、サポート詳細、バージョンアップ対応などのソフトウェアに関する事項を記載すること。なお、利用予定の共通基盤及び仮想化基盤から提供されるソフトウェアについても記載すること。</p>	<p>本システムのソフトウェア構成、各ソフトウェアの使用用途、ライセンス数、サポート詳細、バージョンアップ対応、共通基盤及び仮想化基盤のソフトウェア使用有無などのソフトウェアに関する事項が、本市が求めるサービスを維持する上で適切であり、かつ具体的に記載されているか。</p>	基本仕様書	13 ソフトウェア要件	必須	10	-

「広島市第2次国保・年金・後期高齢者医療システムの構築及び運用・保守業務」の提案書に記載する事項一覧兼評価基準(案)

基礎点が配点されている各項目について、当該項目に対する提案書の記載がない場合、又は評価基準を満たしておらず基礎点が0点となった項目が1項目でもある場合は失格とする。

No	課題	提案を求める事項	評価基準	主な関連資料と対応箇所		提案区分	配点	
				資料名	対応箇所		基礎点	加点
13-3	ネットワーク要件	本システムのネットワーク構成と、ネットワークにおける可用性・拡張性・機密性を確保するための方法を記載すること。	①本システムのネットワーク構成が具体的に記載されているか。 ②本市が求めるサービスを維持する上で、ネットワークにおける可用性・拡張性・機密性を確保するための方法が適切かつ具体的に記載されているか。	基本仕様書	14 ネットワーク要件	必須	10	-
13-4	可用性の確保	本システムの可用性を確保するための対応方法を具体的に記載すること。	本市が求めるサービスを維持する上で、本システムにおける可用性を確保するための対応方法が適切かつ具体的に記載されているか。	①基本仕様書 ②(別紙6)非機能要件	①15 非機能要件 (1) 可用性確保の考え方 ②「非機能要求グレード活用シート II 業務主管部門要求事項シート」 A.1.3.1～A.1.5.1 ③「非機能要求グレード活用シート III 実現方法要求事項シート」 A.3.1.1～A.3.2.2	必須	20	-
13-5	性能・拡張性の確保	本システムの性能・拡張性を確保するための対応方法を具体的に記載すること。	本市が求めるサービスを維持する上で、本システムにおける性能・拡張性を確保するための対応方法が適切かつ具体的に記載されているか。	①基本仕様書 ②(別紙6)非機能要件	①15 非機能要件 (2) 性能・拡張性確保の考え方 ②「非機能要求グレード活用シート II 業務主管部門要求事項シート」 B.1.1.1～B.2.2.2	必須	20	-
13-6	運用・保守性の確保	本システムの運用・保守性を確保するための対応方法を具体的に記載すること。	本市が求めるサービスを維持する上で、本システムにおける運用・保守性を確保するための対応方法が適切かつ具体的に記載されているか。	①基本仕様書 ②(別紙6)非機能要件	①15 非機能要件 (3) 運用・保守性確保の考え方 ②「非機能要求グレード活用シート I 全庁的要求事項シート」 C.1.2.2～C.2.3.5 ③「非機能要求グレード活用シート II 業務主管部門要求事項シート」 C.1.1.1～C.5.2.2 ④「非機能要求グレード活用シート III 実現方法要求事項シート」 C.1.2.3～C.6.7.1	必須	20	-
13-7	セキュリティ要件	本システムのセキュリティ要件を満たすための対応方法を具体的に記載すること。	本市が求めるサービスを維持する上で、本システムにおけるセキュリティ要件を満たすための対応方法が適切かつ具体的に記載されているか。	①基本仕様書 ②(別紙6)非機能要件	①15 非機能要件 (4) セキュリティ要件 ②「非機能要求グレード活用シート I 全庁的要求事項シート」 E.1.1.1～E.10.1.2 ③「非機能要求グレード活用シート III 実現方法要求事項シート」 E.3.1.2	必須	10	-

「広島市第2次国保・年金・後期高齢者医療システムの構築及び運用・保守業務」の提案書に記載する事項一覧兼評価基準(案)

基礎点が配点されている各項目について、当該項目に対する提案書の記載がない場合、又は評価基準を満たしておらず基礎点が0点となった項目が1項目でもある場合は失格とする。

No	課題	提案を求める事項	評価基準	主な関連資料と対応箇所		提案区分	配点	
				資料名	対応箇所		基礎点	加点
14 類似業務の履行実績に関する項目								
14-1	企業の実績(国民健康保険)	企業として、令和3年4月以降、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民健康保険システムの構築又は更新に係る業務を履行した実績(※)を記載すること。 なお、企業の実績の記載は「履行実績調書(企業実績)」(第4号様式)に記載して付属資料として提出すること。 また、上記の実績のうち、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国の基準に適合したシステム(以下「標準準拠システム」という。)の構築又は更新に係る業務を履行した実績(※)があれば記載すること。 (※)履行中の場合も可。構築又は更新と運用・保守を同じ契約としている場合は、構築又は更新まで履行完了しているものも可とする。	政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民健康保険システムの構築又は更新に係る業務を履行した実績を多く有しているか。 また、この履行実績のうち、特に、政令指定都市での履行実績及び標準準拠システムの構築又は更新に係る業務の履行実績を多く有しているか。	-	-	必須	10	10
14-2	企業の実績(国民年金)	企業として、令和3年4月以降、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民年金システムの構築又は更新に係る業務を履行した実績(※)を記載すること。 なお、企業の実績の記載は「履行実績調書(企業実績)」(第4号様式)に記載して付属資料として提出すること。 また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国の基準に適合した国民年金システムの構築又は更新に係る業務を履行した実績(※)があれば記載すること。 (※)履行中の場合も可。構築又は更新と運用・保守を同じ契約としている場合は、構築又は更新まで履行完了しているものも可とする。	政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民年金システムの構築又は更新に係る業務を履行した実績を多く有しているか。 また、この履行実績のうち、特に、政令指定都市での履行実績及び標準準拠システムの構築又は更新に係る業務の履行実績を多く有しているか。	-	-	必須	5	5
14-3	企業の実績(後期高齢者医療)	企業として、令和3年4月以降、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、後期高齢者医療システムの構築又は更新に係る業務を履行した実績(※)を記載すること。 なお、企業の実績の記載は「履行実績調書(企業実績)」(第4号様式)に記載して付属資料として提出すること。 また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国の基準に適合した後期高齢者医療システムの構築又は更新に係る業務を履行した実績(※)があれば記載すること。 (※)履行中の場合も可。構築又は更新と運用・保守を同じ契約としている場合は、構築又は更新まで履行完了しているものも可とする。	政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、後期高齢者医療システムの構築又は更新に係る業務を履行した実績を多く有しているか。 また、この履行実績のうち、特に、政令指定都市での履行実績及び標準準拠システムの構築又は更新に係る業務の履行実績を多く有しているか。	-	-	必須	5	5
14-4	本業務全体の管理者の実績(国民健康保険)	本業務全体の管理者である現場責任者及び本業務全体の管理に関与する立場で従事予定の者(現場責任者の上位の立場で本業務全体を監督する者や、現場責任者を補佐する立場で実質的にプロジェクト管理に従事する者など)について、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民健康保険システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績(※)を記載すること。 なお、当該実績には、現場責任者又は本業務全体の管理に関与する立場として業務に従事した実績を記載すること。 なお、これらの者の実績及び当該業務への従事期間の記載は「現場責任者、チームリーダー及び従事者の履行実績調書」(第7号様式)に記載して付属資料として提出すること。 また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国の基準に適合した国民健康保険システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績(※)があれば記載すること。 (※)履行中の場合も可。構築又は更新と運用・保守を同じ契約としている場合は、構築又は更新まで履行完了しているものも可とする。	本業務の現場責任者及び本業務全体の管理に関与する立場で従事予定の者が、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民健康保険システムの構築又は更新に係る業務に現場責任者又は本業務全体の管理に関与する立場として従事した実績を多く有しているか。 また、この実績のうち、特に、政令指定都市での実績及び標準準拠システムの構築又は更新に係る業務の実績を多く有しているか。	-	-	任意	-	20
14-5	本業務全体の管理者の実績(国民年金)	本業務全体の管理者である現場責任者及び本業務全体の管理に関与する立場で従事予定の者(現場責任者の上位の立場で本業務全体を監督する者や、現場責任者を補佐する立場で実質的にプロジェクト管理に従事する者など)について、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民年金システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績(※)を記載すること。 なお、当該実績には、現場責任者又は本業務全体の管理に関与する立場として業務に従事した実績を記載すること。 なお、これらの者の実績及び当該業務への従事期間の記載は「現場責任者、チームリーダー及び従事者の履行実績調書」(第7号様式)に記載して付属資料として提出すること。 また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国の基準に適合した国民年金システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績(※)があれば記載すること。 (※)履行中の場合も可。構築又は更新と運用・保守を同じ契約としている場合は、構築又は更新まで履行完了しているものも可とする。	本業務の現場責任者及び本業務全体の管理に関与する立場で従事予定の者が、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民年金システムの構築又は更新に係る業務に現場責任者又は本業務全体の管理に関与する立場として従事した実績を多く有しているか。 また、この実績のうち、特に、政令指定都市での実績及び標準準拠システムの構築又は更新に係る業務の実績を多く有しているか。	-	-	任意	-	10

「広島市第2次国保・年金・後期高齢者医療システムの構築及び運用・保守業務」の提案書に記載する事項一覧兼評価基準(案)

基礎点が配点されている各項目について、当該項目に対する提案書の記載がない場合、又は評価基準を満たしておらず基礎点が0点となった項目が1項目でもある場合は失格とする。

No	課題	提案を求める事項	評価基準	主な関連資料と対応箇所		提案区分	配点	
				資料名	対応箇所		基礎点	加点
14-6	本業務全体の管理者の実績(後期高齢者医療)	<p>本業務全体の管理者である現場責任者及び本業務全体の管理に関与する立場で従事予定の者(現場責任者の上位の立場で本業務全体を監督する者や、現場責任者を補佐する立場で実質的にプロジェクト管理に従事する者など)について、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、後期高齢者医療システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績(※)を記載すること。</p> <p>なお、当該実績には、現場責任者又は本業務全体の管理に関与する立場として業務に従事した実績を記載すること。</p> <p>なお、これらの者の実績及び当該業務への従事期間の記載は「現場責任者、チームリーダー及び従事者の履行実績調査」(第7号様式)に記載して付属資料として提出すること。</p> <p>また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国の基準に適合した後期高齢者医療システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績(※)があれば記載すること。</p> <p>(※)履行中の場合も可。構築又は更新と運用・保守を同じ契約としている場合は、構築又は更新まで履行完了しているものも可とする。</p>	<p>本業務の現場責任者及び本業務全体の管理に関与する立場で従事予定の者が、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、後期高齢者医療システムの構築又は更新に係る業務に現場責任者又は本業務全体の管理に関与する立場として従事した実績を多く有しているか。</p> <p>また、この実績のうち、特に、政令指定都市での実績及び標準準拠システムの構築又は更新に係る業務の実績を多く有しているか。</p>	-	-	任意	-	10
14-7	チームリーダーの実績(国民健康保険)	<p>現場責任者による指揮のもと、本業務における国民健康保険システムの構築業務を管理・推進する役割を担うチームリーダーが、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民健康保険システムの構築又は更新に係る業務にチームリーダーとして従事した実績(※)を記載すること。</p> <p>なお、チームリーダーの実績及び当該業務への従事期間の記載は「現場責任者、チームリーダー及び従事者の履行実績調査」(第7号様式)に記載して付属資料として提出すること。</p> <p>また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国の基準に適合した国民健康保険システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績(※)があれば記載すること。</p> <p>(※)履行中の場合も可。構築又は更新と運用・保守を同じ契約としている場合は、構築又は更新まで履行完了しているものも可とする。</p>	<p>本業務における国民健康保険システムのチームリーダーが、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民健康保険システムの構築又は更新に係る業務のチームリーダーとして従事した実績を多く有しているか。</p> <p>また、この実績のうち、特に、政令指定都市での実績及び標準準拠システムの構築又は更新に係る業務の実績を多く有しているか。</p> <p>なお、チームリーダーを配置せず、現場責任者が直接管理・推進する体制とする場合には、本項目におけるチームリーダーの実績は評価対象としない。</p> <p>また、1システムに複数のチームリーダーが配置されている場合であっても、当該システムに係るチームリーダーとしての実績は、評価上1名分として算定する。</p>	-	-	任意	-	10
14-8	チームリーダーの実績(国民年金)	<p>現場責任者による指揮のもと、本業務における国民年金システムの構築業務を管理・推進する役割を担うチームリーダーが、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民年金システムの構築又は更新に係る業務にチームリーダーとして従事した実績(※)を記載すること。</p> <p>なお、チームリーダーの実績及び当該業務への従事期間の記載は「現場責任者、チームリーダー及び従事者の履行実績調査」(第7号様式)に記載して付属資料として提出すること。</p> <p>また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国の基準に適合した国民年金システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績(※)があれば記載すること。</p> <p>(※)履行中の場合も可。構築又は更新と運用・保守を同じ契約としている場合は、構築又は更新まで履行完了しているものも可とする。</p>	<p>本業務における国民年金システムのチームリーダーが、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民年金システムの構築又は更新に係る業務のチームリーダーとして従事した実績を多く有しているか。</p> <p>また、この実績のうち、特に、政令指定都市での実績及び標準準拠システムの構築又は更新に係る業務の実績を多く有しているか。</p> <p>なお、チームリーダーを配置せず、現場責任者が直接管理・推進する体制とする場合には、本項目におけるチームリーダーの実績は評価対象としない。</p> <p>また、1システムに複数のチームリーダーが配置されている場合であっても、当該システムに係るチームリーダーとしての実績は、評価上1名分として算定する。</p>	-	-	任意	-	5
14-9	チームリーダーの実績(後期高齢者医療)	<p>現場責任者による指揮のもと、本業務における後期高齢者医療システムの構築業務を管理・推進する役割を担うチームリーダーが、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、後期高齢者医療システムの構築又は更新に係る業務にチームリーダーとして従事した実績(※)を記載すること。</p> <p>なお、チームリーダーの実績及び当該業務への従事期間の記載は「現場責任者、チームリーダー及び従事者の履行実績調査」(第7号様式)に記載して付属資料として提出すること。</p> <p>また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国の基準に適合した後期高齢者医療システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績(※)があれば記載すること。</p> <p>(※)履行中の場合も可。構築又は更新と運用・保守を同じ契約としている場合は、構築又は更新まで履行完了しているものも可とする。</p>	<p>本業務における後期高齢者医療システムのチームリーダーが、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、後期高齢者医療システムの構築又は更新に係る業務のチームリーダーとして従事した実績を多く有しているか。</p> <p>また、この実績のうち、特に、政令指定都市での実績及び標準準拠システムの構築又は更新に係る業務の実績を多く有しているか。</p> <p>なお、チームリーダーを配置せず、現場責任者が直接管理・推進する体制とする場合には、本項目におけるチームリーダーの実績は評価対象としない。</p> <p>また、1システムに複数のチームリーダーが配置されている場合であっても、当該システムに係るチームリーダーとしての実績は、評価上1名分として算定する。</p>	-	-	任意	-	5
14-10	従事者の実績(国民健康保険)	<p>政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民健康保険システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績(※)に従事者ごとに記載すること。</p> <p>なお、従事者(現場責任者を除く。)の実績及び当該業務への従事年度の記載は「現場責任者、チームリーダー及び従事者の履行実績調査」(第7号様式)に記載して付属資料として提出すること。</p> <p>また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国の基準に適合した国民健康保険システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績(※)があれば記載すること。</p> <p>(※)履行中の場合も可。構築又は更新と運用・保守を同じ契約としている場合は、構築又は更新まで履行完了しているものも可とする。</p>	<p>本業務の実施体制として、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民健康保険システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績を有する従業者を多く配置しているか。</p> <p>上記の実績に加え、特に、政令指定都市での実績及び標準準拠システムの構築又は更新に係る業務の実績を有する従業者を多く配置しているか。</p>	-	-	任意	-	20

「広島市第2次国保・年金・後期高齢者医療システムの構築及び運用・保守業務」の提案書に記載する事項一覧兼評価基準(案)

基礎点が配点されている各項目について、当該項目に対する提案書の記載がない場合、又は評価基準を満たしておらず基礎点が0点となった項目が1項目でもある場合は失格とする。

No	課題	提案を求める事項	評価基準	主な関連資料と対応箇所		提案区分	配点	
				資料名	対応箇所		基礎点	加点点
14-11	従事者の実績(国民年金)	政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民年金システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績(※)に従事者ごとに記載すること。 なお、従事者(現場責任者を除く。)の実績及び当該業務への従事年度の記載は「現場責任者、チームリーダー及び従事者の履行実績調書」(第7号様式)に記載して付属資料として提出すること。 また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国の基準に適合した国民年金システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績(※)があれば記載すること。 (※)履行中の場合も可。構築又は更新と運用・保守を同じ契約としている場合は、構築又は更新まで履行完了しているものも可とする。	本業務の実施体制として、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、国民年金システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績を有する従業者を多く配置しているか。 上記の実績に加え、特に、政令指定都市での実績及び標準準拠システムの構築又は更新に係る業務の実績を有する従事者を多く配置しているか。	-	-	任意	-	10
14-12	従事者の実績(後期高齢者医療)	政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、後期高齢者医療の構築又は更新に係る業務に従事した実績(※)に従事者ごとに記載すること。 なお、従事者(現場責任者を除く。)の実績及び当該業務への従事年度の記載は「現場責任者、チームリーダー及び従事者の履行実績調書」(第7号様式)に記載して付属資料として提出すること。 また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国の基準に適合した後期高齢者医療システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績(※)があれば記載すること。 (※)履行中の場合も可。構築又は更新と運用・保守を同じ契約としている場合は、構築又は更新まで履行完了しているものも可とする。	本業務の実施体制として、政令指定都市や中核市等の大規模自治体(人口20万人以上)において、後期高齢者医療システムの構築又は更新に係る業務に従事した実績を有する従業者を多く配置しているか。 上記の実績に加え、特に、政令指定都市での実績及び標準準拠システムの構築又は更新に係る業務の実績を有する従事者を多く配置しているか。	-	-	任意	-	10
15 情報セキュリティ及び品質確保に関する項目								
15-1	情報セキュリティ対策	①組織としての情報セキュリティ対策の考え方や資格取得状況を記載すること。 ②現場責任者及び従事者が取得しているセキュリティ関連資格(情報処理安全確保支援士、CISSP)の名称を記載すること。	①情報セキュリティ対策の考え方が適切かつ具体的に記載されているか。 本市と契約を締結する権限を有している事業所が、情報セキュリティ対策への取り組みとして情報セキュリティマネジメントに関する認証である、プライバシーマークの認定又はISO27001(ISMS)の認証を取得しているか。 ②現場責任者又は従事者がセキュリティ関連資格(情報処理安全確保支援士、CISSP)を取得しているか。	-	-	必須	5	5
15-2	品質保証	①組織としての品質保証の考え方や資格取得状況を記載すること。 ②プロジェクト成果物(要件定義書、設計書、プログラム等)の品質を高い水準で確保するための方法を記載すること。	①品質保証の考え方が適切で具体的に記載されているか。 本市と契約を締結する権限を有している事業所が、ISO9001又はISO20000-1(ITSM)の認証を取得しているか。 ②プロジェクト外に品質管理を行う部門を設け、プロジェクトや成果物の品質を定期的かつ客観的に評価するなど、プロジェクトの品質を確保する具体的な方法が記載されているか。 ③各工程における品質評価の指標、評価観点、品質に懸念がある場合の対応方法などの、品質評価における具体的な内容が記載されているか。	-	-	必須	5	-
16 社会性に関する項目								
16-1	障害者施策に対する取組状況	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第7項に基づく報告義務のある場合は申請日(基準日)の直前の6月1日現在において、報告義務のない場合は競争入札参加申請日(基準日)現在における、障害者雇用率を記載すること。 ただし、障害者雇用率の計算については、報告義務のない場合も含め、すべて障害者雇用促進法の規定に基づく計算による。 なお、障害者施策に対する取組状況の記載は「社会的評価項目の実績調書」(第9号様式)と「障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し(公共職業安定所へ提出したもの)」又は「障害者雇用状況調書」(第10号様式)に記載して付属資料として提出すること。	障害者雇用促進法第43条第7項に基づく報告義務のある場合は申請日の直前の6月1日現在において、報告義務のない場合は競争入札参加申請日(基準日)現在において、障害者雇用率が一定以上の割合であるか。	-	-	任意	-	3
16-2	環境施策に対する取組状況	申請者が、申請日(基準日)において、ISO14001若しくはISO14005の認証を取得している場合又はエコアクション21の認証・登録をしている場合は、その認証取得又は認証・登録の状況について記載すること。 なお、共同企業体を構成して入札に参加する場合は、共同企業体の代表構成員についてのみ記載すること。 環境施策に対する取組状況の記載は「社会的評価項目の実績調書」(第9号様式)に記載して付属資料として提出すること。また、認証又は認定状況を記載した場合は、登録証及び認証範囲のわかる付属書の写し(認証された事業所・範囲、有効期限が確認できるもの)を提出すること。	本市と契約を締結する権限を有している事業所が、申請日(基準日)において、次のいずれかに該当するか。 (1)ISO14001又はISO14005の認証を取得している (2)エコアクション21の認証・登録をしている	-	-	任意	-	3

「広島市第2次国保・年金・後期高齢者医療システムの構築及び運用・保守業務」の提案書に記載する事項一覧兼評価基準(案)

基礎点が配点されている各項目について、当該項目に対する提案書の記載がない場合、又は評価基準を満たしておらず基礎点が0点となった項目が1項目でもある場合は失格とする。

No	課題	提案を求める事項	評価基準	主な関連資料と対応箇所		提案区分	配点		
				資料名	対応箇所		基礎点	加点	
16-3	子育て支援施策に対する取組状況	次のいずれかに該当する場合には、その旨を記載すること。 なお、子育て支援施策に対する取組状況の記載は「社会的評価項目の実績調書」(第9号様式)に記載して付属資料として提出すること。また、(2)にて表彰を受けている場合は、表彰状の写しを提出すること。 (1) 申請者が、申請日(基準日)において、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第5項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合(労働者100人以下の事業所)若しくは同法第13条又は第15条の2による認定を受けている場合(労働者101人以上の事業所) (2) 申請者が、申請日(基準日)前5年以内に子ども家庭庁が行う「未来をつくる ともまんなかアワード」の表彰を受けている場合	次のいずれかに該当するか。 (1) 申請日(基準日)において、 [労働者100人以下の事業所] 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第5項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定している。 [労働者101人以上の事業所] 同法第13条又は第15条の2による認定を受けている。 (2) 申請日(基準日)前5年以内に子ども家庭庁が行う「未来をつくる ともまんなかアワード」の表彰を受けているか。	-	-	任意	-	3	
16-4	男女共同参画に対する取組状況	申請者が、申請日(基準日)前5年以内に内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく女性のチャレンジ賞、女性のチャレンジ支援賞又は女性のチャレンジ賞特別部門賞の表彰を受けている場合には、その旨を記載すること。 なお、男女共同参画に対する取組状況の記載は「社会的評価項目の実績調書」(第9号様式)に記載して付属資料として提出すること。また、表彰を受けた場合は、表彰状の写しを提出すること。 ※ 申請者の代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む。なお、共同企業体を構成して入札に参加する場合は、共同企業体の代表構成員についてのみ記載すること。	申請日(基準日)前5年以内に内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく女性のチャレンジ賞、女性のチャレンジ支援賞又は女性のチャレンジ賞特別部門賞の表彰を受けているか。	-	-	任意	-	3	
16-5	女性の職業生活における活躍の推進への取組状況	申請者が、申請日(基準日)において、次のいずれかに該当する場合には、その旨を記載すること。 なお、女性の職業生活における活躍の推進への取組状況の記載は「社会的評価項目の実績調書」(第9号様式)に記載して付属資料として提出すること。また、取組実績がある場合は、所轄都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画の写し(受付印のあるもの)(常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者)又は所轄都道府県労働局長が発行した基準適合(認定)一般事業主認定通知書の写し(常時雇用する労働者の数が101人以上の事業者)を提出すること。 (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第8条第7項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ている(常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者)。 (2) 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている場合(常時雇用する労働者の数が101人以上の事業者)。	申請日(基準日)において、次のいずれかに該当するか。 (1) 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者の場合 女性活躍推進法第8条第7項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ている。 (2) 常時雇用する労働者の数が101人以上の事業者の場合 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている。	-	-	任意	-	3	
16-6	青少年の雇用の促進等への取組状況	申請者が、申請日(基準日)において、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく認定を受けている場合には、その旨を記載すること。 なお、青少年の雇用の促進等への取組状況の記載は「社会的評価項目の実績調書」(第9号様式)に記載して付属資料として提出すること。また、認定を受けた場合は、各都道府県労働局が交付する基準適合事業主認定通知書の写しを提出すること。	申請日(基準日)において、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく認定を受けているか。	-	-	任意	-	3	
16-7	ビジネスと人権に関する取組状況	申請者が、ビジネスと人権に関する取組実績がある場合には、その旨を記載すること。 なお、ビジネスと人権に関する取組状況の記載は「社会的評価項目の実績調書」(第9号様式)に記載して付属資料として提出すること。また、取組実績がある場合は、My じんけん宣言の写し又は公開の人権方針の写しを提出すること。	申請者が次のいずれかを策定しているか。 (1) My じんけん宣言 (2) 公開の人権方針	-	-	任意	-	3	
17 その他提案									
17-1	追加提案	他自治体での類似業務の実績等を踏まえ、仕様書記載以外の本業務の実施に当たっての追加提案事項がある場合は記載すること。	本業務の実施に当たっての追加提案事項が具体的に記載されているか。	-	-	任意	-	44	
							合計	720	280
							総合計	1000	